

地 域 指 定 年 度	昭和 46 年度
計 画 策 定 年 度	昭和 49 年度
	昭和 56 年度
	平成 5 年度
計 画 見 直 し 年 度	平成 11 年度
	平成 18 年度
	平成 25 年度
	令 和 元 年 度

大府農業振興地域整備計画書

令和 2 年 1 月

愛知県大府市

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針	3
(3) 農業上の土地利用の方向	6
ア 農用地等利用の方針	6
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	8
2 農用地利用計画	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 他事業との関連	10
第3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 …	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17

第5 農業近代化施設の整備計画	18
1 農業近代化施設の整備の方向	18
2 農業近代化施設整備計画	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の方向	20
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3 農業を担うべき者のための支援の活動	20
4 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3 農業従事者就業促進施設	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8 生活環境施設の整備計画	23
1 生活環境施設の整備の目標	23
2 生活環境施設整備計画	25
3 森林の整備その他林業の振興との関連	25
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9 付 図	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	該当なし
3 農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）	該当なし
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	該当なし
6 生活環境施設整備計画図（付図6号）	該当なし
7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（付図7号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

大府市（以下「本市」という。）は、名古屋市の南部に隣接し、知多半島の根幹に位置している。人口は92,722人（令和元年7月）であり、東西約6.5km、南北約7.0km、総面積33.66km²を有し、東部は尾張と三河を画す境川を介して刈谷市に接し、衣浦臨海工業地帯に臨み、南部は知多郡東浦町に、西部は概ね愛知用水幹線路によって東海市に、さらに北部は名古屋市（緑区）、豊明市と続き名古屋市南部臨海工業地帯に接している。

自然条件は、標高20mから60mの丘陵が継続して市街地を取り巻くような形をなし、中央部と境川沿岸は低地となって南方に広がっている。

地質は、名古屋碧南線の低地によってほぼ東西二つの地域に分けられ、東部では洪積層の堆積で八事層とシルト層が互層をなしており、西部では八事層の下部にあたると考えられる新第三紀層の猪高層が表面に現れている。

交通は、JR東海道本線、伊勢湾岸自動車道、知多半島道路、国道23号があり、名古屋市へのアクセスは鉄道、道路ともに良い条件にある。

そして、あいち健康の森周辺には、独立行政法人国立長寿医療研究センター、あいち健康プラザ、あいち小児保健医療総合センター、げんきの郷等の健康、医療、福祉、介護等に関して高いポテンシャルを持つ施設が多数立地している。

本市は、これらの地域条件及び地域資源を活用し、健康長寿に関連する産業や先端技術産業等の創出及び企業の誘致を推進し、良好な都市基盤を形成することにより、市民が安心して生活し、活動できる環境づくりを行うとともに、ゆとりと潤いのある都市環境の形成を目指している。

農業については、大きな市場である大都市名古屋に隣接している利便性を活かし、特徴ある農産品、農産物加工品等を供給することにより、農業の付加価値を高めることで農地の保全と農業の振興を図るとともに、都市近郊という立地条件を活かして土地利用型農業から集約農業へと移行し、単位面積当たりの収益性の高い農業へと展開していく。

なお、地域の発展に必要な都市的需要の構想については、総合的な視点に立って大府市総合計画、大府市都市計画マスタープラン等との整合を図り計画的

な土地利用を進めるとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用と他の土地利用との調整に十分留意する。

単位:ha, %

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和元年)	ha 844	% 41.7	ha 7	% 0.3	ha 139	% 6.9	ha 303	% 14.9	ha —	% —	ha 735	% 36.2	ha 2,028	% 100
目標 (令和11年)	781	38.7	7	0.3	132	6.6	308	15.3	—	—	788	39.1	2,016	100
増減	▲63		0		▲7		5		—		53		▲12	

(注) 1 工場用地はその他に含む。

2 現在値は、地番管理調査（令和元年5月）による。

3 計の変更は、市街化区域への編入を想定。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 844ha のうち、a～c に該当する農用地約 661 ha について、農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地

10 ha 以上の集団的農用地

b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

ただし、a～c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 6 該当農用地面積 70 ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 該当農用地面積 95 ha

(c) 小規模な面積で、地形上周辺農地と一体的に利用できない農地として市の判断により農用地区域に含めない農用地

該当農用地面積 18ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については上記 (ア) (イ) (ウ) の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い農業を取り巻く構造にも変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れや他産業への流出現象等も見受けられる。

また、国において、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本指針」が平成 27 年に変更され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が平成 28 年に変更され、更に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和元年度に改正されたことにより、農地の確保と有効利用は重要な課題である。農業振興地域整備計画に時代の変化を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、本市の農業方向の誘導に取り組む。

今回の見直しについては概ね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び令和元年策定の第 6 次大府市総合計画、現在策定中の第 4 次大府市都市計画マスター プランと整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地を対象とする。

- (ア) 過去に国が実施または補助する農業生産基盤整備事業が実施された土地及び今後国が実施または補助する農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地
- (イ) 集団的な農地で面積が概ね 10 ha 以上あり、優良農地として保全していくことが望ましい土地
- (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地

イ 農用地区域からの除外

(ア) 集落介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外は最小限度にとどめるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周にあって、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地
- b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- c 周囲（3 方向以上）が宅地、雑種地、道路、河川等に囲まれている土地
- d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地または、工事完了後 20 年以上経過した土地

* (ア) の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

(イ) 山林介在地

山林等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨

を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外は最小限にとどめるものとする。農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周部にあって、山林等に介在する飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地
- b 除外することによって、農業的利用に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- c 相当期間、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。なお、工事完了後 20 年以上経過した事業については相当期間に含める。

* (イ) の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

(ウ) 近代化不可地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外は最小限度にとどめるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地または、工事完了後 30 年以上経過した土地
- b 自然的な条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

(エ) 公共案件・一般個別案件の土地

隨時に発生する小規模な公共案件及び一般個別案件については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）

第13条第2項第1号から第5号までの要件を満たすとともに、次の要件を満たす土地及び農振法第10条第4項に該当する土地について検討する。

- a 本市の農業振興方向に支障がないこと
- b 新規事業の場合は当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観的に認められること
- c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかであること

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業形態はJR東海道線を挟んで、東部農業ゾーンと西部農業ゾーンに区分され、前者においては水田を中心とした兼業経営地帯であり、後者においては畠地を中心とした専業経営を主体としている。両ゾーンとも都市近郊の立地条件を生かし、生鮮農畜産物の供給基地的役割を果たしている。

米の生産数量目標の配分の廃止がされた平成30年産以降も、米の需給と価格の安定のために、知多地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに基づき、需要に応じた生産の取組が必要であり、米・大豆・飼料作物及び野菜・果樹・花きの作付けを奨励していく。

『農用地区域内の地区別土地利用の状況』

単位：ha

区 分 地区名	農 地	採草放牧地	混牧林地	農 業 用 施設用地	計
A 大府・森岡	32	—	—	1	33
B 横 根	61	—	—	0	61
C 北 崎	141	—	—	1	142
D 共 和	123	—	—	0	123
E 長 草	167	—	—	2	169
F 吉 田	266	—	—	3	269
計	790	—	—	7	797

資料 地番管理調査（平成31年3月）による。

イ 用途区分の構想

本地域の農用地等を旧大字境によって6地区（A～F）に区分し、優良農地の効率的な利用を図る。

(ア) A地区－大府・森岡地区

本地区の東部及び西部のほ場整備済の水田は、水田としての利用及び客土等が行われた水田による米以外の作目の導入を図っていく。

また、地区北部の長根山にはぶどうの専業農家があり、引き続きぶどう園として保全に努める。

(イ) B地区－横根地区

本地区の南東部に広がるほ場整備済の水田約47haは、集団的農用地であることから引き続き水田として利用する。また、農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

(ウ) C地区－北崎地区

本地区の平坦部のほ場整備済農地は利用効率を高めるため、利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

地区北部にはぶどう、梨を中心とした樹園地が広がっており、今後は施設栽培の導入により集団化・産地化を図る。

なお、国道23号の北崎インターチェンジに近接した北崎町福池、梨ノ木に製造業や流通産業などを誘致する構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

(エ) D地区－共和地区

本地区の東部には、ほ場整備が実施された畠地約16haがあり、露地野菜の栽培が行われており、今後も畠作の振興を図る。

また、西部の木の山地区には、約46haのほ場整備が完了済であり、この地区では米、露地野菜が主体で一部では施設野菜が行われている。特に本市の特産品である木の山芋・木之山五寸にんじんの栽培を推進していく。

一ツ屋地区では市中心部の市街化拡大の計画があることから農業的土地利用と非農業的土地利用について検討をしなければならないが、これらの影響を受けると思われる地域以外は、農地としての利用を進めていく。

なお、伊勢湾岸自動車道北側、知多半島道路西側の共和町上入道、児子廻間に製造業や流通産業などの誘致を図る新たな産業ゾーンの用地を整備する構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

(オ) E 地区ー長草地区

本地区の東部のほ場整備完了済の客土等が行われた水田では、施設野菜（いちご）、果樹等の生産振興を図る。

また、西部地区の畠地については、露地野菜（キャベツ、たまねぎ等）、施設野菜（いちご、トマト）、果樹（ぶどう、もも及び梨）の生産振興を図り、農地としての利用を促進する。

なお、長草町杣口下に製造業や流通産業などを誘致する構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

(カ) F 地区ー吉田地区

本地区は市内でも最も畠地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜（キャベツ、たまねぎ、ばれいしょ等）、施設野菜（トマト、いちご）、ぶどうを中心とした経営が行われている。約 195 ha の農用地がほ場整備済であり、その内訳は水田が約 106 ha、畠地が約 89 ha である。

今後とも水田については、客土等の事業を推進し、露地野菜等の生産振興を図る。一方、丘陵地の農地は畠地、樹園地としての土地利用を行っていく。

なお、毛分田、家下、上家下、米田町一丁目に「ウェルネスバレー造成事業」として健康長寿の関連企業を始め、製造業や流通業務施設等の企業誘致を図る構想及び吉田町清水城、半ノ木に製造業や流通産業などを誘致する構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（詳細は付図 8 号のとおり）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域における農用地区域面積 797 ha のうち平坦地では概ねほ場整備事業が完了しており、完了していない未整備地区は一部となっている。本市においては、水田に比べて畑地のほ場整備率は高くない状況にある。

このような状況の中で丘陵地においては、畑地、樹園地を中心に農業経営が行なわれているが、畑地の多い共和、長草及び吉田地区の西部農業ゾーンにおいては高性能農業機械を導入した近代的農業に対応できず、利用率の低い農用地もある。

そこで、丘陵地にある畑や樹園地、畜産、施設園芸等は客土や土壤改良に努め、農用地の効率的な活用を図る一方、水田については、ほ場整備事業がほぼ完了していることから、今後は客土等の事業を推進し、農地の利用効率を高め、農業経営の安定を図る。

ア A地区一大府・森岡地区

低地で沖積層の土壤が水田の主体をなしている当該地区は、ほ場整備事業が完了しており、今後とも客土等が行われた水田の効率的な利用を促進する。

また、北部丘陵地は引き続き観光ぶどう園として保全に努める。

イ B地区一横根地区

低湿な沖積層、洪積層土壤の当地区の水田は、ほ場整備事業が既に完了しており、湛水防除事業、かんがい排水事業も実施されたことにより、農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

ウ C地区一北崎地区

低湿な洪積層土壤の当地区的水田は、ほ場整備事業が既に完了しており、湛水防除事業、かんがい排水事業も実施されたことにより、農地の利用集積を進め、担い手農家の育成・強化を図る。

また、樹園地（ぶどう、梨）については、施設栽培の導入により産地化を図る。

エ D地区一共和地区

低湿で洪積層土壤の水田については、ほ場整備事業が完了しているとともに、用水路はパイプライン化が進み、今後も水田の効率的な利用を図る。

また、畑作の振興を図り、木の山芋、木之山五寸にんじん等の栽培を推進する。

オ E地区一長草地区

低湿な沖積層土壤の水田は、ほ場整備事業が完了しているとともに、今後も水

田の効率的な利用を図る。

また、水田転作と併せた飼料作物や畑地では露地野菜（キャベツ、たまねぎ等）、施設野菜（いちご、トマト）及び果樹（ぶどう、もも及び梨）の生産振興を推進する。

力 F 地区ー吉田地区

低湿な洪積層土壤の水田は、ほ場整備事業が完了しており、今後も客土等が行われた水田の効率的な利用を図る。

また、畑地では露地野菜（キャベツ、ばれいしょ及びたまねぎ）及び施設野菜（トマト、いちご）が、丘陵地の樹園地ではぶどうが作られており、生産振興を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手農家の高齢化、離農により遊休農地や管理不十分な農用地等の増加が懸念されることから、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化が進むよう、本市、大府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち知多農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、愛知用水土地改良区（以下「土地改良区」という。）等が連携を密にして、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第12条第1項の規定による認定農業者（以下「認定農業者」という。）等の農用地の受け手に対して農地の利用集積・集約化を進めるとともに、農地を良好な状態で保全するよう努める。

また、農用地や農業用施設等の自然災害発生防止のため、ため池の耐震対策や農業用排水路等の改修を進める。

2 農用地等保全整備計画

単位：ha

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営防災ため池事業	地震対策	E	3.3	1	長草大池地区 (平成30年度～令和3年度)
県営防災ため池事業	地震対策	E	2.6	2	籠池地区 (令和元年度～令和4年度)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水管改修	B	36.2	3	横根地区 (令和元年度～令和3年度)
震災対策農業水利施設整備事業	排水機場1か所	C	218	4	五ヶ村川第3地区 (平成29年度～令和元年度)
県営湛水防除事業	排水機場1か所	A・B・C	81.7	5	横根川地区 (令和7年度～令和11年度)

3 農用地等の保全のための活動

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等（農用地の受け手）の状況等に応じ、農地の利用集積・集約化の取組を推進する。その際、本市は、関係機関とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者を始めとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

更に農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、利用権の設定等を推進する。

また、農村の自然環境や景観の保全、形成等の多面的機能、ゆとりと安らぎといった価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要であり、地域において多面的機能支払交付金の活用による地域ぐるみでの効果の高い共同活動を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標は、基幹経営体においては一戸当たり年間農業所得概ね800万円、一人当たりの年間労働時間概ね1,800時間、新規参入者については一戸当たり年間農業所得概ね250万円、一人当たりの年間労働時間概ね2,000時間の水準を実現できるものとし、次表のとおり営農類型ごとに育成する。

また、意欲のある経営体のうち、条件の整ったところは法人化等企業的経営へと誘導する等、これら経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

農業経営の目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
農業効率的かつ安定的な目標	基幹経営体 概ね800万円 ただし、営農類型において、露地野菜が含まれる場合は、概ね740万円とする。	概ね1,800時間 ただし、営農類型において、露地野菜が含まれる場合は、2,000時間とする。
青年等の農業経営の目標	年間農業所得は、主たる従事者2人(主たる従事者1人当たり400万円、露地野菜が含まれる場合は、370万円)を想定して示している。	
新たに農業経営を営もうとする	概ね250万円 1 新規参入者(非農家出身新規農業者)を想定している。 2 地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	概ね2,000時間

『主要な営農類型ごとの安定的な農業経営を行うための経営面積の指標』

	営農類型	目標規模	作物構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基幹経営体	稲・飼料用稲複合経営	水田 40ha	水稻移植 11ha 水稻直播 11ha 稻 W C S 5ha 飼料米 13ha	3	(ha) 120.0 (40ha×3戸)
	キャベツ主体経営	畑 4.5ha	キャベツ 2.5ha たまねぎ 1.5ha スイートコーン 0.5ha	16	83.2 (5.2ha×16戸)
	トマト専作経営	畑 0.4ha	トマト 0.4ha		
	イチゴ専作経営	畑 0.3ha	イチゴ 0.3ha		
	輪ギク専作経営	畑 0.4ha	ギク 0.4ha	1	0.4 (0.4ha×1戸)
	洋ラン経営	畑 0.3ha	デンドロビウム 0.3ha	—	—
	ぶどう専作経営	畑 1.2ha	露地巨峰 0.6ha 巨峰(ハウス) 0.3ha 欧洲系品種等(ハウス) 0.3ha	10	27.0 (2.7ha×10戸)
	なし専作経営	畑 1.5ha	幸水、豊水、あきづき、新高、その他 1.5ha		
	酪農専業経営	乳牛 55頭	—	6	—
	肉用牛専業経営	肉牛 200頭	—	1	—
	養豚専業経営	母豚 125頭	—	1	—
	採卵養鶏経営 (有利販売主体)	採卵 10,000羽	—	—	—
個体経営体	キャベツ主体経営	畑 240a	キャベツ 150a たまねぎ 60a スイートコーン 30a	—	—
	ミニトマト専作経営	畑 10a	ミニトマト 10a		
	トマト専作経営	畑 22a	トマト 22a		
	いちご専作経営	畑 18.5a	いちご 16a 育苗ハウス 2.5a		

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成29年3月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、兼業農家が8割を超え、地理的条件を生かした都市近郊農業が主体である。

また、農業者に対して、集団的な土地利用調整活動を実施し、優良農地を面的に集積した上で認定農業者や意欲的な農業者に利用権設定し、効率的な農用地の利用を図る。

さらに、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等（農用地の受け手）の状況等に応じ、農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者を始めとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者等、農業経営の規模拡大に意欲のある農業者に対しては、農業委員会を核とした利用調整実践活動を活発化し、農地利用最適化推進委員等による農地の掘り起こし活動を強化し、遊休農地を集団化した形で集積するよう努める。

また、農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関して、より組織的・計画的に進めるためには、ほ場整備された優良農地を中心に、地域の農業生産と農地の有効利用に対する多面的な調整が必要であり、以下の方策を推進する。

(1) 農地の流動化対策と利用集積の推進

ア 農地中間管理事業

本市、農業委員会は、農地中間管理事業を促進するため、情報提供に努める。

今後、農家の意向を踏まえ農地中間管理事業の活用に努める。

イ 利用権設定等促進事業

基盤整備完了区域及びほ場整備事業が今後実施可能な区域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を生かし、当事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるようにする。

ウ 人・農地プラン

経営体の確保・育成や、農地の集積に必要な取組を支援するため、農業次世代人材投資資金事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の制度を活用し、中心的な経営体の体质強化を図るとともに、農業の競争力を高め、持続可能な農業の実現を目指す。

(2) 農作業の受委託の推進対策

農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るため、次の項目について重点的に推進を行う。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定

(3) 担い手農家の育成

担い手の確保・育成を推進するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等の関係機関により構成した大府市営農振興対策協議会を十分に機能させ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺の農家に対して上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善

の着実な実行を促進する。

(4) 農業生産組織の活動促進対策

育苗、収穫及び出荷作業の共同化による地域全体の労働力調整や土地利用調整による経営拡充を図るとともに、作柄の安定化による品質向上、出荷規格の高位水準化及び農作物の高付加価値化を図り、産地としての市場評価を高めることにより、農業生産組織の安定を図る。

(5) 地力の維持増進対策

地力の維持増進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携により、良質堆肥の利用促進を推進する。

(6) 食農教育の推進

次世代を担う子どもたちに農業体験を通じた食農を推進し、食を支える農業の役割についての理解を促すとともに、長期的な視点から地域の農業の担い手を確保する。

さらに、生徒・児童が農業に興味関心を持ち、農業が将来的な進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、児童農業体験活動支援事業等農業体験ができる仕組を継続したりすることで、農業に関する知見を広められるようになる。

(7) 6次産業化の推進

「大府市6次産業化推進戦略」に基づき、6次産業化の手法を用い、本市で産出される農畜産物に付加価値を与え、農業が持続可能な産業となるよう活性化させる。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、都市近郊における農畜産物の生産地としての役割を持っている。

しかし、農業をとりまく情勢は非常に厳しい状況で、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立等の低コスト生産を進める必要がある。

従来から作付されている重量野菜（たまねぎ、キャベツ及びばれいしょ等）の振興、省力化及び低コスト化のための機械化及び新品種の適応性の検討と選定を行う。

さらに、施設野菜の栽培普及に努めるとともに、環境制御装置の導入を推進する。

一方果樹については、農業者が安定した経営に専念できるよう省力化及び低コスト化を進めるとともに、高品質果実の安定生産を推進する。

また、生産意欲の高い兼業農家についても、現在の所有機械の更新の中で、農地の利用調整、機械の共同利用等を進め、経営の実情に応じた改善を図る。

畜産部門では酪農において、生産施設の充実を図るため、機械化作業による労働時間の短縮を図り、飼養管理面において新技術の導入を推進するとともに、排せつ物処理高度化施設や堆肥散布機械等の整備を推進する。

(1) 米・大豆

米は、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める必要がある。

また、主食用米の需給調整を図るため、新規需要米、特に飼料用米の取組を推進する必要がある。

大豆についても、実需者ニーズに沿った品質の向上を図るとともに、作付の団地化や担い手への農用地の利用集積を進め低コスト生産に努める。

このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械や大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

さらに、経営の合理化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した管理システムの導入を推進する。

(2) 野菜

野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な生産出荷に対応できる産地の育成を推進する。

露地野菜については、省力化や低コスト化を進めるため、多目的作業機や収穫

機の導入等を推進し、機械化一貫作業体系の確立及び経費の削減を図る。

施設野菜については、ICT を活用した環境制御装置の導入を推進するとともに、遊休施設の有効活用を推進する。

また、原油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、省エネ施設の導入等を推進する。

(3) 果樹

果樹は永年性作物であるため、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として、園内道の整備の園地条件の改善や低樹高栽培等による省力化及び低コスト化を進めるとともに、栽培の施設化及び優良品種の導入等により高品質果実の安定生産を推進する。

(4) 花き

花きは、切花を始めとした輸入の増加、経済停滞の影響による業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、新品種の育成等によるブランド化や ICT を活用した総合環境制御の導入によって生産コストの低減を図る。

(5) 畜産

牛は、牛群の能力検定及び後代検定の推進、受精卵移植等の導入により品質の向上を目指すとともに、自給粗飼料生産の機械化や飼養管理技術の向上等により省力化を図る。

豚は、繁殖豚の品種統一化による優良種豚の増殖、快適な環境づくり及び県機関等との連携を密にし優良な系統豚の導入を進める。

採卵鶏は、環境制御装置の導入により飼育環境の改善及びシステム鶏舎、自動給餌器・集卵装置の導入により生産性の向上を図る。

さらに、いずれの畜種においても環境保全対策のため、排せつ物処理高度化施設や堆肥散布機械等の整備、また、生産の合理化につながる高性能機械や近代化施設の整備を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等の関係機関により構成した大府市営農振興対策協議会を十分に機能させ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺の農家に対して、上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

大府市営農振興対策協議会、知多農林水産事務所農業改良普及課の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、農業者が先進的技術の導入や資本装備等に大きな資金をかけて経営を発展しようとする場合には、適切な資金計画の下に施設への投資ができるよう大府市営農振興対策協議会や日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、資金計画に係る研修や濃密な指導を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、計画的な企業誘致により工業化が進み、本市のまちづくりのテーマ「いつまでも住み続けたいサステナブル健康都市おおぶ」の理念にも合致した発展をしてきている。そのため関連産業の集積も大きく、市域の内外に渡って就業機会に恵まれている。

そこで、農業従事者にとってより安定的な就業が図られるよう、今後は高付加価値企業の誘致に努め、農業従事者のニーズに合った安定的な就業機会の確保を進める。

《兼業農家の農業以外の従事状況》

(単位：人)

区分	従業地								
	市内			市外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	48	31	79	83	12	95	131	43	174
自営兼業	50	23	73	9	1	10	59	24	83
出稼ぎ	1	0	1	1	0	1	2	0	2
日雇・臨時雇	23	31	54	10	8	18	33	39	72
総計	122	85	207	103	21	124	225	106	331

(注) 平成30年8月実施の「農業振興地域整備計画に関する意向調査結果」及び基礎資料

「農家戸数の動向及び見通し（第1種・第2種兼業）」の過年度の推移より推測した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業機会については、市域の内外に渡って恵まれているが、より安定的な就業機会の確保を図るため、本市雇用対策協議会による市内企業の雇用確保と市民の働く場の提供等、雇用に関する様々な取組を行っている。

新たな優良企業の誘致は、雇用の創出や多方面に波及する経済効果が見込まれるので、あいち健康の森周辺、伊勢湾岸自動車道、中部国際空港等を活用した新しい産業拠点を形成する。そして、これらの雇用にともない農地の流動化を促し、担い手農業者に農地が集積できるよう誘導する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

名古屋圏の発展や中部国際空港、リニア中央新幹線の整備は、本市の開発ポテンシャルを高め、人口増加の要因を強めるものと考えられる。

このため、緑や自然を保全育成しつつ、市民の多様なニーズに対応した質の高い居住環境を整備し、本市の将来都市像である「いつまでも住み続けたいサスティナブル健康都市おおぶ」を実現するため、ふさわしい都市空間づくりを推進しなければならない。

市民のさまざまな交流活動や生活移動を支える交通基盤を強化するため、道路ネットワークの強化を促進するとともに、市街地の中やその周辺に、生活に溶け込んだ豊かな緑を確保するため、本市の特色でもある多くの緑やため池を活用し、公園、緑地、水辺等を将来にわたって市民が身近で自然とふれあえる空間として整備を進める。

(1) 安全性

交通安全面では、バリアフリー化が未整備な歩道の改修を行うことで、誰もが安全、安心に外出ができ、移動できるようにし、道路幅の狭い生活道路（狭あい道路）の拡幅及び隅切り用地の確保を進めることで、車両や歩行者の通行の円滑化を図り、良好な住環境の整備に努める。

また、見づらい標識や路面標示を改善し、歩行者や自転車等の利用者にとっても、わかりやすく、通行しやすい道路環境を整備するとともに、通学路や事故が予測される地点には、カーブミラーや照明灯、グリーンベルト等を整備する。

防災面については、防災学習センターを拠点として、自分の命は自分で守る（自助）、地域の命は地域で守る（共助）という意識を定着させ、地域防災力の向上を図る。

また、防災出前講座、広報紙、ホームページ等を通じて、防災啓発を実施するとともに、地域防災スクール事業、中学生への防災教育等本市の将来を支える世代への防災教育を行う。

防犯面では、地元の自治区等と調整しながら、防犯灯及び防犯カメラを設置するとともに、地域、事業所、警察等と協働し、市民の防犯意識の高揚を図る。

また、警察等の関係機関から情報が入った際には、状況に応じて電子メールやファックスを利用し、情報提供を実施するとともに、市内の犯罪抑止力を高め、

事件発生の際に早期対応及び解決を図るため、愛知県、愛知県議会、愛知県警察本部に、警察署誘致等を積極的に要望する。

(2) 保健性

長期的に安定したごみ処理を行うため、一般廃棄物処理計画に基づき、東部知多衛生組合の構成市町と連携しながら、安全で適切な一般廃棄物の処理を進める。

また、周辺自治体と協力し、事業所で発生する食品残渣や草木類等の資源化を推進し、家庭から排出される生ごみや剪定枝等についても、東部知多衛生組合とともに資源化の仕組を検討する。

下水の処理については、ストックマネジメント計画に基づいた、適切な施設の維持管理及び計画的な改築・更新を進める。

また、市街化調整区域の集落では、下水道事業以外の汚水対策として合併処理浄化槽の整備を推進する。

医療については、市内や近隣の医療機関や関係団体と連携し、必要な医療を受けられる体制の充実を図る。

介護については、知多北部広域連合を中心に、介護の需要を的確に捉え、必要なサービス等を確保するとともに、介護予防事業を積極的に展開し、長く働くよう健康寿命の延伸を図る。

さらに、多職種連携研修会の開催やICTの積極的な活用を通じた医療・介護の連携により、できるだけ住み慣れた自宅で暮らすことができるよう環境整備する。

さらに、市内や近隣の医療機関と連携し、安心できる医療体制の充実を図る。

(3) 利便性

幹線道路・補助幹線道路の未整備区間の整備を進め、道路ネットワークの構築を図り、安心・安全な移動空間を形成し、まちの活性化につなげる。

また、主要な交差点改良を推進し、渋滞の原因となっている右折車の通行を容易にするとともに違法駐車を排除するために、交通規制強化及び交通モラル向上のための取組を推進する。

ふれあいバス（大府市循環バス）の運行については、安全・快適・便利に移動できるようにするため、サービスの公平性と効率性に配慮しながら利便性を高める。

(4) 快適性

治水・利水については、雨水浸透阻害行為に対し、貯留浸透施設を設置する等、

雨水流出量を増大させない対策を行うとともに、浸水被害を防ぐため、河川や水路の整備・改良を実施する。

また、境川流域の構成自治体として境川総合治水の施策を進め、境川流域の治水安全度の向上を図る。

さらに、大府市総合排水計画に基づき、本市の公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を推進する。

公園等を整備する際に、市民が参加するワークショップを開催し、様々な意見を取り入れることにより、市民が愛着を持ちつつ、維持管理に携わってもらえるような整備を行う。

また、ため池等の既存ストックを活用した環境整備や、河川沿いの緑道の整備を行う等、水辺や緑と親しめる空間の創出を行う。

(5) 文化性

文化施設の利用率の向上のほか、指定管理者による質の高い文化芸術を観賞・体験する機会の提供や市民自らが文化活動を行う機会を充実させるとともに、施設環境の適正な維持管理を進める。

また、ニュースポーツ等の普及により多様化する市民ニーズに対応できるよう、スポーツ施設の新設や計画的な改修に取り組み、誰もが安全で安心してスポーツ施設を利用できるよう努める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 該当なし
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（付図7号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びこれら以外の土地を除く土地を農用地区域とする。

（ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図1号」による。）

地 区 ・ 区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A 大府・森岡	大府町、森岡町を中心に付図1号に示すAの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
B 横根	横根町を中心に付図1号に示すBの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
C 北崎	北崎町を中心に付図1号に示すCの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
D 共和	共和町を中心に付図1号に示すDの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
E 長草	長草町を中心に付図1号に示すEの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
F 吉田	吉田町を中心に付図1号に示すFの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	

「詳細は付図8号のとおり」

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地 区 ・ 区 域 番 号	用 途 区 分
A 大府・森岡	農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
B 横 根	農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
C 北 崎	農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
D 共 和	農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
E 長 草	農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地
F 吉 田	農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地

「詳細は付図8号のとおり」